

さ情審査答申第181号  
令和2年1月8日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年12月5日付けで貴職から受けた、「行財政改革推進部が保有する（仮）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年4月28日付け都行第170号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。  
よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと請求した情報の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報を請求したが、旧岩槻区役所跡地への建設の行政情報が特定されている。よって2ヶ所に建設する云々についての行政情報を開示せよ。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

審査請求人が平成28年4月15日付で行った開示請求は、「行財政改革推進部が所有する（仮）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」である。行財政改革推進部は、「都行第1294号公共施設整備事前協議における見解等（（仮称）岩槻人形会館整備事業）」が該当すると判断し、行政情報開示決定を行った。

「岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報を請求したが、旧岩槻区役所跡地への建設の行政情報が特定されている」との主張について

平成28年4月28日付け都行第170号により開示決定した行政情報は、（仮称）岩槻人形会館の施設規模、機能、管理運営コスト等に関する行財政改革推進部及び事業所管課の間の事前協議に係る行政情報であるが、当該協議の範囲には、「旧岩槻区役所敷地利用計画」の策定（平成27年6月）以前の「（仮称）岩槻人形会館建設予定地」が含まれている。したがって当該行政情報が、「行財政改革推進部が保有する（仮）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」との表現で審査請求人が開示を請求した行政情報であると判断したものである。

また、当該行政情報以外には、審査請求人が開示を請求した行政情報に該当する行政情報は、行財政改革推進部には存在しない。

なお、現在（仮称）岩槻人形会館整備事業は、（仮称）岩槻人形博物館整備事業に名称変更している。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月15日に開示請求を行った「行財政改革推進部が保有する（仮）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「都行第1294号公共施設整備事前協議における見解等（（仮称）岩槻人形会館整備事業）」を特定し、開示決定を行ったところ、審査請求人は、特定し開示した情報は審査請求人が開示請求を行った内容とは異なるという主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

- (1) 当審査会において、開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した行政情報から、（仮称）岩槻人形会館建設予定地及び旧岩槻区役所敷地の2ヶ所の用地に、（仮称）人形会館を整備するために各機能の導入について検討している文書であることが読み取れる。したがって、開示請求

書の開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「行財政改革推進部が保有する（仮称）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」であることが認められる。

(2) そうすると、請求した内容に対する文書の特定が適正になされ、特定された文書がすべて開示されていることになる。したがって、処分に対する審査請求の利益を有しないものである。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年12月5日	諮問の受理（諮問第441号）
②	令和元年5月23日	審議
③	同年12月19日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)